

9月は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です。

- 「粉じん障害防止規則（粉じん則）」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見が認められる労働者数は減少傾向が継続しているものの、粉じん作業従事者数は増加傾向であることから、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが必要とされています。
- 厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」を策定し、引き続き9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、集中的かつ効果的な対策の推進を図ることとしています。

【「じん肺」とは？】

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。

いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。

現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための措置を徹底することが重要です。



左) 正常な肺

右) じん肺に罹患した肺
(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項

- 「呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底」



【通達「防じんマスク等呼吸用保護具の選択、使用等について」】

- 「ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策」
- 「じん肺健康診断の着実な実施」
- 「離職後の健康管理の推進」



【離職するじん肺有所見者のためのガイドブック】

- 「屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくは、ばり取り作業」及び「屋外における鉱物等の破砕作業における粉じん障害防止対策」

強化月間中に粉じん障害防止対策を再確認しましょう

□ 点検体制等の確立

検査・点検責任者、保護具着用管理責任者、たい積粉じん清掃責任者の選任及び職務の遂行を確認してください。

□ 「粉じん対策の日」の設定

毎月特定の日を「粉じん対策の日」と定め、この日に毎月1回の点検などを集中的に行うようにしてください。

□ 粉じん発散の防止

「粉じん対策の日」にたい積粉じん除去のための清掃を「たい積粉じん清掃責任者」のもと、局所排気装置、除じん装置等の点検は「検査・点検責任者」、呼吸用保護具の保守点検は「保護具着用管理責任者」のもとにそれぞれ定期的実施されますようお願いいたします。

なお、局所排気装置等の定期自主検査の実施状況、補修状況の確認もこの機会に併せてお願いします。

□ 粉じん吸入の防止

アーク溶接、手持ちグラインダーによる研磨作業等の際に必要な呼吸用保護具の着用状況などの確認を「保護具着用管理責任者」に徹底させてください。

□ 作業環境測定の実施

この機会に常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場における6か月以内ごとに1回の定期作業環境測定の実施状況、測定結果の評価、改善措置の状況を確認してください。

□ じん肺健康診断の実施

この機会に就業時又は定期じん肺健康診断の実施状況、事後措置の状況を確認してください。

□ 教育の実施

じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の実施状況を確認してください。